

ガット／WTOにおける発展途上国的位置の変化（三）

—— 繊維分野を素材に ——

VU Thi Hong Minh

はじめに

第一章 ガットにおける繊維問題

第一節 ガットの法的枠組み

（二）ガット一九条とその諸問題

（一）「市場搅乱」概念

第二節 国際繊維貿易に関する取決め

（二）綿繊維の短期取決め

（一）綿繊維の長期取決め

（三）多繊維取決め

（以上、第193号）

第三節 紛争解決申立て

（一）イスラエルの綿繊維に対する英國輸入制限の紛争

(二) 香港の繊維製品に対する輸入制限の二つ事件

(三) 米国のポルトガルからの繊維輸入制限に関する事件

(四) ブラジルの綿織維製品に対するECのダンピング防止課税事件

小括

第二章 先進国と途上国との利害関係

第一節 日本との関係

第二節 EECとの関係

第三節 米国との関係

小括

(以上、第194号)

第三章 WTOにおける繊維問題

第一節 ウルグアイ・ラウンドの交渉

第二節 繊維協定

(以上、本稿)

第三節 繊維協定の受益国と損害国

小括

結び

第三章 WTOにおける纖維問題

第一節 ウルグアイ・ラウンドの交渉

纖維貿易はガットの傘下で交渉されてきたものの、ラウンドの交渉とは別個に行われてきた。八一年に、MFAの延長に関する交渉が纖維委員会によって開催されたが、途上国とりわけインドは、「纖維貿易に関する取決めが開放的な（open）貿易制度を侵害しているので、纖維貿易をガットに緊急に取り戻すよう」強調していた。¹¹⁾ このような主張は、次のMFAの延長議定書の結論にも明らかになった。「纖維委員会の加盟国は、纖維製品に関する国際貿易に不満な状況が存在し、こうした状況に対する十分な処理を行わなければならない限り、纖維製品に関する国際貿易に参入する輸出入国の方々は損害を被ると認める」。²¹⁾ これを受け纖維貿易は、八二年のガット閣僚会議の検討課題として認められた。¹³⁾

EC及び米国等の先進国は纖維貿易のガットへの統合条件について検討すること自体を認めてはいるが、ガットは途上国からの低価格製品の輸出による国内の「市場搅乱」の発生要因を解決する有効な手段を持つていないことを指摘し、纖維取決めの成立要因が無くならない限り、MFAの急速な廃止に反対することを示した。¹⁴⁾ これに対し、途上国、とりわけ競争力の優位な輸出国は纖維貿易をガットの規則及び規律に組み込むために、纖維を新ラウンドの交渉課題として取入れるべきであると強調した。例えばインドやパキスタンは、纖維取決めの無制限的延長が多角的貿易体制に重大な悪影響を与えるのであると主張した。¹⁵⁾

こうした対立の中で、新しいラウンドの交渉に向けた各国の提案はガットの場で行われていた。米国はガットの

規則及び規律の強化に加え、サービス及び投資の自由化、知的財産権の保護という新たな分野をラウンド交渉の課題として提案した。途上国はこれに強く反対したが、先進国と途上国との妥協の下で、サービス、投資及び知的財産権の保護という新たな分野と共に、繊維貿易が新ラウンドの交渉課題として八六年九月のウルグアイ・ラウンド交渉に向けた閣僚会議宣言の中に取り入れられた。すなわち、「繊維及び繊維製品の分野における交渉は、強化されたガットの規則及び規律に基づいて、その部門をガットに統合することを可能とし、もって貿易の一層の自由化という目的に貢献するような方法を確立することを目標とする」¹¹。このように、この段階においては、繊維貿易の自由化への具体的方法及び措置は決められてはいないものの、五九年の「『市場搅乱』に関する決議」がガットに導入されてからはじめて、繊維問題が多角的な自由貿易交渉の課題として取り上げられるようになつたのである。¹⁰

ところが、この閣僚宣言をもつて開催されるウルグアイ・ラウンドの交渉に先立ちMFA IVは八六年七月から九一年七月まで延長されることとなつた。そこで、できる限りMFAを延長しようとするEC及び米国は、繊維の交渉が他の交渉分野よりも先に決着した場合でも、ラウンドの交渉全体が終了しない限り、交渉結果を実施するべきでないと主張した。そのため、MFA IVはウルグアイ・ラウンドの交渉中、閣僚宣言にある次のRollback規定をもつて、効力を失わずにいたのである。すなわち、「(i) ガットの規定：に違反するすべての貿易の制限又は歪曲の措置は、各交渉が公式に終了した日より遅延なく、合意された期間内に撤廃、又はガットに適合しなければならない。(ii) これらの措置の撤廃についていかなる約束も求めてはならない」。これによつて九一年に失効するはずであるMFA IVは、ラウンドの交渉が終了しない限り、延長されることとなる。

交渉の初期では、先進国、とりわけ世界最大の繊維製品の輸入国である米国及びECはMFAの急速な撤廃に反対し、繊維貿易のガットへの統合には経過期間が必要であるという立場をとつた。これに対し、輸出国中、競争

力がありながらMFAにより輸出成長を阻害されていた途上国は、基本的にMFAの撤廃、織維貿易の自由化を強く求めた。交渉の中心的な課題は次のようなことであった。^① 織維のガットへの統合の方法及び基準、^② 統合が完全に実施されるまでの経過期間、^③ 統合の対象品目、及び^④ セーフガード等の救済措置が経過期間中に適用できるかどうかということであった。これに関して、先進国と途上国との対立のみならず、織維の自由化、とりわけMFAの撤廃をめぐって、先進国内における、国内生産者対輸入業者、織維製造卸業者の多国籍企業との利害対立も見られる。そして、個々の提案及び主張には先進国、途上国各グループの相互対立及び内部の矛盾も反映していた。

ここで、それらの国内状況及び主張を考察してみよう。

まず米国であるが、ラウンドの交渉中の八〇年代後半に、その織維貿易の国際収支は赤字であった。当時、織維分野の交渉を巡って、中小企業がほとんどである国内生産者と多国籍企業である輸入業者・製造卸業者との対立が激しかった。^⑯ 米国の労働力を最も吸収し、勢力をもつ国内生産者は、MFAの廃止及び織維貿易のガットへの統合に強く反対し、MFAが米国の産業を輸入増加から保護するものであるとの立場を堅持した。^⑰ 八五年三月、国内生産者の働き掛けによつて、「八五年織維及び衣類の通商施行法（Textile and Apparel Trade Enforcement Act of 1985）」という法案が米国議会に提出された。その内容とは、MFA四条の規定に基づいて維持されている二国間取決めの代わりに、EC及びカナダを除きすべての輸出国にグローバルな輸入割当制度を適用するというものである。この法案は、絹、ラミー、亜麻布等MFAによって制限されていない広範な品目を適用対象にする。また、割当は供給国の個々の產品に適用し、供給国を輸出主要国及び輸出小国という二つカテゴリーに分け、前者に対する割当を等しく削減し、年間の輸出増加率を一%程度にするということである。これにより、香港、韓国及び台湾等のアジア輸出主要国は三〇%近くの輸出量が減少される。また、後者に対しては、割当を増加し、年間の輸出増加率を六%ま

で認める。議会で可決されたこの法案はレーガン大統領によつてその承認が拒否された。¹⁷そこで、翌年に「八七年纖維衣類通商法」¹⁸という法案が議会に提出された。¹⁹この提案は、供給国を区別せず、米国へ輸入されるすべての纖維製品に対してグローバルな輸入割当制度を適用し、品目ごとに年間の輸入増加率を1%にするという内容であった。²⁰議会の下院に可決されたこの法案は「八八年纖維衣類及び履き物の通商法」の法案として改正され、八八年九月に議会の上院に提出された。²¹同法案は、八七年法案に取り上げられたグローバルな輸入割当制度の設置にとどまらず、纖維割当の付与条件を農業貿易と結び付けた。²²すなわち、米国の農産品を購入する国に対して他の輸出国よりも有利な纖維割当を付与するということである。²³しかし、この法案も大統領によつて承認が拒否された。²⁴このようないかにも纖維に関する一連の法案の承認が大統領によつて拒否された背後には、米国のウルグアイ・ラウンド交渉における最大目標である投資及びサービスの自由化、並びに知的財産権の保護の提案が途上国によつて受け入れられるために、米国は途上国の強調していた纖維貿易の自由化を進めなければならないという政策判断があつたと指摘された。²⁵このような考えは、次にみる輸入業者団体の政府への要請においても示されていた。

以上の国内生産者と利益が対立しており、外国産の纖維製品に依存していた輸入業者、製造卸業者やデパートは、MFAのガットへの統合を支持するという正反対の立場をとつた。²⁶その代表であるデパート産業貿易行動連合(Retail Industry Trade Action Coalition-RITAC) 及び米国纖維衣類輸入業者協会(U.S. Association of Importers of Textiles and Apparel-AITA)は、八八年八月に米国通商代表部へ要請書を提出し、その中で米国への毎年の輸出増加率を1%に制限する纖維法案を取り消すよう強く求めた。輸入業者は、グローバルな輸入割当制度は纖維価格に悪影響を与える、市場アクセスの改善にならざり、纖維の供給を不當に制限することを批判した。また、米国が纖維の自由化に向けた譲許を約束すれば、途上国はその見返りとして米国の関心課題である知的財産権の保護やサービス貿易の

自由化等他の分野における譲許を認める傾向が考えられるとした。²⁵⁾

九〇年に米国の国内生産者が、新ラウンドの繊維交渉を巡り、米国繊維製造業者研究所及び米国衣類製造業者協会を通じて政府に次の提案を出した。²⁶⁾すなわち、①繊維部門のガットへの統合のために一五年の経過期間が必要であり、この期間中、政府は輸入増加を規制するグローバルな輸入割当制度を適用すること。²⁷⁾②ガットの規則及び規律の強化の一部として、セーフガード措置が強化されるべきであること。すなわち、セーフガード条項は、繊維製品の輸入増加によつて損害又は損害のおそれをする国内産業を効果的に救済できるよう強化されるべきであること。²⁸⁾③経過期間中に、輸入国は、低価格の輸入产品に対して、反ダンピング措置、及び補助金相殺関税を適用することを認められること。²⁹⁾④ガットの規則及び規律の強化として、知的財産権の保護を繊維及び衣類の商標、意匠及び図面等に拡大すること。³⁰⁾⑤先進国のみならず、途上国を含むすべての加盟国は、繊維及び衣類に対する市場アクセスを開放すること。³¹⁾繊維貿易の自由化は単にM F Aの撤廃に止まらず、全ての加盟国が双務的に市場アクセスの譲許を約束すること。³²⁾⑥ガットの加盟国ではないが、輸出主要国である中国は自動的に繊維の自由化を受けてはならないこと。³³⁾⑦環境に関連する貿易の課題として、環境保護を無視する国及び企業は、環境保護を実施する国及び企業と同様な市場アクセスを受けてはならないこと、と。³⁴⁾

さらに、九〇年に、国内生産者の圧力の下で「繊維、履き物及び衣類の通商法」の法案が提出された。³⁵⁾その内容は、八九年の実績に基づき、輸入伸び率を1%にするというグローバルな輸入割当を全ての繊維供給国に適用するというものである。以前の法案と同様に、この法案のが大統領によつて承認が拒否された。³⁶⁾こうした繊維産業保護を内容とする法案が拒否されたが、その多くの内容はラウンドの繊維交渉における米国の次の提案に取り入れられたのである。

米国は八九年の纖維交渉の場で、纖維部門をガットに統合するための手続きについて、次の保障が必要であると主張した。すなわち、①MFAのみならず、纖維貿易に適用してきたすべての措置がガットに適合すること。②ガットの規則及び規律は十分に強化すること。③纖維のガットへの完全な統合まで、輸入国が現行の輸入制限措置を維持し、国内産業と貿易状況を秩序だつて公平に調整するために、統合方式を定める経過的取決めが必要であること。³⁵⁾④統合方式については、(a) 現行の制限制度に基づくこと、又は(b) MFA及び他の制限措置を含む現行の輸入制限を関税割当及びグローバルな数量割当の制度に変更すること、又は(c) 輸入国は多角的で異なる制度に基づき、纖維措置を調整すること、と。³⁶⁾

米国は、その後の提案でグローバルな輸入割当の制度を基礎とする統合方式を強く主張し、統合のために最小限度として一〇年の経過期間が必要であると主張した。³⁷⁾要するに、纖維部門のガットへの統合の経過期間中、次にみるグローバルな輸入割当制度及びこれに付随する関税割当制度は現行のMFAの代わりに全ての纖維業者に適用することを同国は提案した。

米国が提案したグローバルな輸入割当制度とは、すべての供給国の產品に品目別の割当を配分することである。³⁸⁾同国によれば、この制度は供給国に平等に輸入割当を付与するので、ガットの無差別原則に適合しているというのである。また、割当量の配分については、過去三年(八七一八九年)³⁹⁾の輸入平均、及び全体数量制限の増加率に基づき計算され、その増加率は輸出入国間によつて交渉されたとした。この制度の適用対象については、MFAの対象外の產品まで拡大する、と。ただし、こうしたグローバルな輸入割当制度は、輸入国と関税同盟又は自由貿易地域協定を締結する加盟国をその適用対象外にした。それらは、米国にとつてはカナダ、イスラエル及びカリブ諸国である。また、低開発途上国への特別待遇として、これらの国は経過期間中に現行の割当を保持することができる

とした。

また、関税割当制度については、割当の範囲内の輸入に低関税を課し、それを超える輸入には、高関税を適用する¹⁴⁾と同国が提案した。¹⁴⁾また、これに関連して、市場経済国と非市場経済国を区別してそれぞれの輸出を関税割当の対象にするという特別制度の設定を強調した。さらに、経過期間中、経過取決めの対象商品の輸入により、「市場搅乱」の危険性が生じる場合には、輸入国がセーフガード措置の発動を認められるべきであるとした。¹⁴⁾

米国と同様、繊維貿易の国際收支赤字国であるカナダは、米国のグローバルな輸入割当の提案を支持した。¹⁴⁾カナダは、輸入国の立場として次のように提案した。①加盟国はMFAの終了後、MFAを含め、ガットに違反する全ての措置を撤回すること。¹³⁾②輸入国は、経過期間中、次の二点においてガット一九条のセーフガード措置の適用と異なる特別なセーフガード措置の適用を認められること。第一に、援用基準が「重大な損害」ではなく、「市場搅乱はその現実のおそれ」のみである。第二に、セーフガードの援用国が代償を払う義務を負わない。¹⁴⁾③繊維貿易を自由化するために、加盟国は一定の產品を現行の輸入制限の対象から排除すること。¹⁵⁾④セーフガード措置、補助金及び相殺関税の制度、反ダンピング措置、国際收支等に関するガットの規則及び規律の強化が不可欠である、と。

交渉の初期において、米国及びカナダと同様、ECも繊維貿易の自由化が非関税障壁、補助金措置、ダンピング措置、国際收支及び知的財産権の保護等他の問題と合わせて検討されるべきであると主張した。しかしながらECは、供給国を区別しないグローバルな輸入割当及びそれを補充する関税割当制度を繊維部門のガットへの統合方法として主張する米国及びカナダの提案に強く反対した。なぜならば、ECは世界最大の繊維輸入地域でありながら、輸出最大地域でもあり、対北米地域へのその輸出がMFAによって制限されていなかつたからである。¹⁶⁾ECによれば、グローバルな輸入割当制度はMFAによつて制限されていなかつたからである。EC

維貿易を自由化するどころかその制限対象を増やすもので、MFAの下での輸入制限に換わる新たな制限であり、したがつてこれは実行不可能なものであるとした。⁵⁴⁾そこで、ECは繊維及び衣類をガットに統合する方法として、MFAを基礎にする方式(MFA-based system)を主張した。⁵⁵⁾また、加盟国がそれぞれ異なる方式によって繊維をガットに統合するという米国の提案に対してもECは反対した。ECによれば、MFAのガットへの統合という目的を達成するためには、すべての加盟国は経過期間中、一様な統合方式を適用しなければならないとし、またMFAの撤廃について次に提案した。⁵⁶⁾①MFAの輸入制限のみならず、ガット違反のすべての制限の廃止。⁵⁷⁾②ガットに即時に統合する品目リストの作成。⁵⁸⁾③経過期間中、輸入国は輸入制限を段階的に撤廃し、また各段階に応じて輸入伸び率を上げること。⁵⁹⁾④MFAの規制とともに、各国が自国の輸入規制に基づいて、市場アクセスの改善を約束すること。⁶⁰⁾⑤ガットの規則及び規律の強化のためには、高関税引下げ、非関税措置の是正、及び国際收支原則に基づく措置の見直しという市場アクセスの改善、ダンピング防止関税、補助金相殺関税等の強化、及び商標・意匠等の保護と、いう公正な競争条件を各國が確保すること。⁶¹⁾⑥経過期間中、輸入產品の増加による「市場搅乱」を防止するため、輸入国が原因とする輸出国と輸入割当に関する二国間取決めを交渉し、締結することを認められこと。⁶²⁾ただし、こうした取決めは、現行の輸入制限の対象產品に限定する。⁶³⁾⑦経過的セーフガード措置の援用については、「市場搅乱」又はその現実のおそれに関する審査制度の実施、その適用期限の限定、⁶⁴⁾と。

その他、繊維の交渉がガットの規則及び規律の強化を巡る他の分野における交渉の結果とりんくして、途上国も自らが繊維製品へ適用してきた反競争的な貿易措置の撤廃等の提案を提出するべきであると強調した。⁶⁵⁾

以上の先進国との提案に対して途上国は、繊維のガットへの統合方法として、基本的に繊維製品の輸入を制限してきたMFAを撤廃するべきであるという立場をとつていたが、前述のようにその内部において利害対立が見られ、

必ずしも同質のグループではない。

まず、輸出主要国及び輸出中位国であるが、織維貿易の自由化を強調し、交渉に積極的に参加していたのは、輸出主要国というよりも輸出中位国である。なぜなら、韓国、香港及び台湾のアジア三カ国は二国間取決めによつて輸出が制限されていたものの、織維の輸出主要国として世界市場を占拠しており、EC及び米国への最大の輸入割当を確保してきた。一方、輸出主要国と比べ、それほど市場占拠率は高くないが、競争力が増加しながら、MFAの下での二国間取決めにより輸出を制限してきた中国、インド、パキスタン、インドネシア、ブラジル等の輸出中位国は、MFAの撤廃、織維貿易の自由化がウルグアイ・ラウンドの不可欠の課題であると、ラウンド交渉当初から強調していた。例えば、交渉の初期において、パキスタンは織維分野の交渉が他の部門から独立して行われるべきであり、織維及び衣類をガットに統合する方法として、次のことを提案した。まずは、①途上国の产品を差別する、輸入制限の援用の基礎となるMFAの「低価格」基準の撤回、織維製品に対する輸入制限の廃止である。次に、②MFA四条の下で輸出入国間が二国間取決めを通じて事前に織維製品の輸入割当を決めるという制度を廃止し、輸入国が「市場搅乱」又はその現実のおそれがある場合（MFA三条）に限つて制限措置を適用することできる。ただし、「市場搅乱」又はその現実のおそれに関する判断は輸入国ではなく、客観的な第三者であるTSBによって行われてはじめて輸入国は、輸入制限の適用を認められる。③輸入国は、衣類に適用するすべてのMFAの輸入制限を除去するというものである。⁵⁰

パキスタンと同様インドは、織維部門を反ダンピング、補助金及び知的財産権の保護等他の分野とリンクするというEC、米国等先進国の主張に強く反対した。⁵¹同国によれば、八六年の閣僚会議宣言ではこのようなリンクに言及しておらず、織維のガットへの統合のためには、まず新たな輸入制限の撤回が必要であるとした。そして、MF

A の終了する九一年七月の時点で、一定の輸入制限措置が即時に廃止され、残存の制限措置が五年後の九六年七月末までに撤廃されるべきであるという、MFA の撤廃及び繊維部門のガットへの統合を提案した。インドは、繊維の交渉中、先進国内の繊維産業の保護勢力がより強まり、制限のレベルは上がり、適用範囲も広がっていたことも警告し、ウルグアイ・ラウンドの成功は繊維分野の交渉結果に依存するという繊維交渉の重要性を強調した。

MFA の撤廃をしようとする輸出主要国及び輸出中位国⁽⁴⁾は、繊維及び衣類の国際協会 (International Textile and Clothing Bureau-ITCB) に集まり、繊維に関する交渉を他の交渉課題から独立して検討するべきであるとし、MFA をガットに統合するためには詳細な提案を提出した。⁽⁵⁾ ITCB 諸国は、繊維交渉が現在の差別的制度の撤廃、つまり MFA を基礎に進められるべきであるという EC と同様な立場をとった。⁽⁶⁾ しかしながら、輸入国が輸入割当に関する二国間取決めを輸出国と交渉、締結することを主張した EC の意見と異なり、その提案の一項には、MFA の終了した時点でその四条によって締結されたすべての二国間取決めの廃止を主張した。⁽⁷⁾ そして、MFA の撤廃、繊維貿易のガットへの完全な統合のために、同提案では、九一年八月から九七年二月までの六年の経過期間を設定し、その対象產品を MFA の対象產品に限定した。⁽⁸⁾ また経過期間中に、TSB の監視の下で輸入国は割当の伸び率を可能なレベルまで拡大し、輸出国はこの割当を管理することを主張した。

そして、MFA の統合方式に関して、ITCB 諸国は次のように提案した。⁽⁹⁾ ①輸入国は特定の產品に対して輸入制限を直ちに撤廃すること。その特定產品とは、綿織維を含む植物糸、人造繊維、羊毛、シルク、手作りの織物、及び子供の衣類等である。⁽¹⁰⁾ ②輸入国は委託加工製品、及び後発途上国の產品に対する輸入制限も直ちに撤回すること。⁽¹¹⁾ ③輸入国は、MFA を次の四つの段階を通じて廃止すること。第一段階及び第二段階は二年ずつ、残りの第三段階及び第四段階は一年ずつである。また、統合対象產品については第一段階でトップ及び糸、第二段階で織物、

第三段階で仕上げ品、第四段階では衣類というように資本集約産品から順に始めるべきこと。⁷⁴ ④経過期間中、輸入国は残存の輸入数量の伸び率を最初の一ヶ月に最低六%、次年から八%、一一%、一五%、二〇%、及び二五%に上げること、と。⁷⁵

また、最も議論されていたセーフガード措置を巡り、ITC B諸国⁷⁶は、①MFAの下で適用されてきた輸入制限の「価格基準」、及びそれに基づく「市場搅乱」水準の廃止、②輸入割当に関する二国間取決めの交渉及び締結を認めた、MFA四条の例外的な状況の除去、③产品毎及び輸入全体に対する制限措置の撤廃等を求めた。⁷⁷ そして、ガットに統合された产品の輸入増加が国内産業に「重大な損害を与えるおそれがある」場合に、加盟国はガット一九条の緊急輸入措置を無差別的に援用することができるとした。⁷⁸ ただし、統合された時点から二年以内は、当該产品に対するセーフガード措置の援用は認められない。他方、ガットに統合されていない残存の产品に対しては、重大な損害又はそのおそれが存在する場合において、輸入国は経過的セーフガード措置を適用することができるとした。この「重大な損害」（serious injury）がMFAに定める「重大なダメージ」（serious damage）より高い水準を設定しなければならず、途上国の产品を差別する価格差の指標が重大な損害の判断基準から排除されねばならないとした。⁷⁹ また、MFAの撤廃が阻害されないように、輸入国は自由化の対象产品に対しダンピング防止措置や相殺関税を適用してはならないとしていた。⁸⁰ さらに、繊維製品の分類、原産地基準の適用及び解釈の変更、並びに新たな非関税障壁の適用も禁止されるべきとした。⁸¹ そして、MFAの撤廃を確実にするために、それを監視する機関が協定の実施について監視する義務を負い、協定の解釈をめぐる当事国の紛争申立に対し勧告的意見を述べ、ガット委員会に対して協定解釈に関する報告を提出しなければならない、と主張した。⁸²

次に、輸出小国でありながら、特恵待遇を受けていた途上国は、上記の輸出主要国及び中位国と異なる立場を

とつていた。例えば米国の繊維特恵を受けているカリブ諸国は、MFAの撤廃は繊維輸出大国にとつて有利なものであるが、自国の繊維産業には重大な損害を与えかねないと訴えた。⁸⁶ その上で、輸入国が特定国からの輸入急増を防ぎ、国内産業を保護するためには、特別なセーフガード措置の発動が認められるべきであり、輸出小国こそが特別待遇を与えられるべきであるとし、⁸⁷ 繊維のガットへの統合のためにより長い経過期間が必要であると主張した。⁸⁸ こうした提案は米国、EC及びカナダによつて支持されたが、輸出主要国に反対された。⁸⁹

上記のITCB諸国の提案は、①経過期間中の二国間取決めの廃止、②経過セーフガード措置の発動要件、③自由化の対象產品、④繊維とガットの規則及び規律の強化等の点に関しては、ITCB諸国と先進国との対立が見られる。⁹⁰ その中で、最も議論となつたのは、ガットの規則及び規律の強化という点である。例えば、経過期間中、不公正貿易に対する救済措置としての反ダンピング措置や、相殺関税等の適用の禁止がその一例としてあげられた。⁹¹ 先進国によれば、こうした禁止は、ガットにおける加盟国の権利を侵害するのであり、二国間取決めの禁止は柔軟性に欠けていた、⁹² と。例えばECは、二国間取決めがMFAの下で締結されたものと異なり、繊維のガットへの統合を促進するものであるとして、認められるべきであるとした。これに対して、幾つかの途上輸出主要国は経過期間中に二国間取決めを廃止しなければならず、相互に合意された計画に基づく特定の管理事項のみ許すべきであるとした。⁹³ また、経過的セーフガード措置の適用については、ガット一九条の無差別基準に基づくのは不適切であり、さらに価格の指標が重大な損害又はそのおそれを決めるのに必要なものであると、先進国は主張した。⁹⁴ しかもECは、このセーフガード措置の発動が「市場搅乱」又は現実の危険性に基づいて行うことが認められるべきであるとした。⁹⁵

これらの議論に基づいて、九〇年一二月の閣僚会議において、交渉委員会は交渉課題をまとめ、繊維製品に関する

る提案を提出した。^[58]しかしながら、ITCB諸国はこの提案では経過期間にMFAの対象製品の一部しかガットに統合されず、MFAによって制限されていた大部分の繊維製品が経過期間が終了するまでにガットに統合されないと指摘し、更なる交渉を行なうべきであると主張した。^[59]そして、先進国の国内保護勢力の圧力の下で、経過期間が終了するまで多くの製品の輸入が制限され続けられる等の懸念も示していた。^[60]この会議において、繊維のみならず、農業等他の分野の交渉も決着できなかつたため、ウルグアイ・ラウンドの交渉は終了できなかつた。

これを受けて、米国が九一年に終了するはずであるMFAを九三年まで延長するように強く主張した。^[61]カリブ諸国はこれを支持していた。^[62]これに対してもインド及びパキスタンは、輸入制限の削減に向けた交渉が行われない限り、その延長を認めないとした。^[63]さらに、国際繊維貿易が自由化にされない限り、途上国はサービスの自由化及び知的財産権の保護を約束しにくいことも示唆した。^[64]ITCB諸国はMFAの延長を九二年までと提案した。^[65]結局、先進国と途上国との妥協の結果、MFAは九二年まで延長されることとなつた。

そこで、九一年に、「繊維及び衣類に関する協定」提案が統合のための経過期間、統合の対象製品、及び繊維部門と他の部門における交渉とのリンク等を巡る、先進国・ITCB間の争点を処理し、ダンケル最終提案（Draft Final ACE）の一部として提出された。^[66]繊維のガットへの統合のための経過期間を一五年ではなく一〇年とし、経過期間の対象製品を九〇年の提案より拡大することなどがその内容である。これをもって、繊維貿易に関する交渉が決着したのである。

ところで、九二年に、米国は国内企業の圧力によって、繊維輸出主要国であるインド及びパキスタンが自国の市場アクセスを開放しない限りMFA廃止のための経過期間を一〇年から一五年にする旨の繊維交渉を再開しようとした。^[67]米国のこの意図は、カリブ諸国から支持されていた。例えば、米国の繊維特恵の受益国であるジャマイカは、

次のようにカリブ諸国の主張を述べていた。すなわち、MFA撤廃への経過期間が短いことが、カリブ諸国の米国企業との委託加工に重大な損害を与えるとし、この期間の延長を提案した。^{[1][2]}なぜなら、今までMFAによつて制限されておらず、米国から付与されていた関税及び輸入割当に関する特恵待遇によつて輸入割当を確保してきたカリブ諸国の繊維産業は、MFAの撤廃によつて、競争力の優れた輸出国と競争せざるを得なくなるからであろう。ICTB諸国はこの提案に強く反対した。^[3]結局、繊維交渉はダンケル最終提案をもつて終了したのである。繊維に関するこの最終提案は後にWTOを設立するマラケシュ協定の一部である繊維及び衣類に関する協定として成立了。次に繊維及び衣類に関する協定を見てみよう。

第二節 繊維及び繊維製品（衣類を含む）協定（Agreement on Textile and Clothing ATC）

この協定では、繊維貿易の自由化の方法に係るMFA規制の取扱いについては、MFAの全廃かつ新たな輸入規制（いわゆるグローバルな割当制度）の同協定への導入というアメリカ及びカナダの提案が認められておらず、MFAに基づく輸入規制を段階的に撤廃するというEC及びITCB諸国の提案が採用された。そして、先進国は繊維貿易の自由化のために一〇年の経過期間（ITCB諸国が提案した期間よりも長い期間）を与えられていた。ATCの目的は、MFAという特別ルールに置かれてきた「…繊維及び繊維製品…」の部門を千九百九十四年のガットに統合する経過期間中に加盟国により適用される規定を定める（二条一項）。また、「この協定の規定又は千九百九十四年のガットの関連する規定…に基づく場合を除くほか、产品又は加盟国に着目した新たな制限は、これを導入してはならない」（二条四項）と、本協定が定めるように、経過期間中における二国間取決めの締結というEC

の提案も認められていない。

一方、MFAに基づかない規制（いわゆる非MFA規制）を適用する加盟国は、これらを繊維・繊維製品監視委員会（Textile Monitoring Body-TMB）に通報するべき」と、これらの規制を一年以内にガットに適合させるか、又は経過期間内に段階的に撤廃しなければならない（三条）。

そして、繊維部門のガットへの統合は、輸入規制の段階的撤廃及び残存產品に対する輸入伸び率の嵩上げという二つの手段によつて行われる。

まず、輸入規制の段階的撤廃である。MFA三条に基づく一方的措置については、MFAの下で設置された繊維監視機関（Textile Surveillance Body-TSB）によつて既に審査された場合に、一二ヵ月を超えない期間、引き続き有効とされる。TSBによつて審査されていない場合には、TMBがMFAの規則及び手続に従つて審査する（二条五項）。一方、MFA四条の規定に基づいて締結された二国間取決めについては、九四年末にMFAが終了しても、輸入国側がTMBに通報し、かつ輸入数量の「伸び率の嵩上げ」という条件で、当該規制の対象產品をガットに統合するまでの間、当該數量制限規制を継続することができる（二条一項）。ガットへの統合の対象產品はATC附屬書に挙げるものであり、かつトップ及び糸、織物、衣類並びにその他の繊維製品の四群のそれぞれの產品を含む（二条六項）。要するに、輸入國の繊維統合計画には、繊維及び繊維製品の両方を含めなければならないのである。この義務的選択は、統合対象の選択を輸入国に委ね、かつ輸出國のそれぞれの輸出主要產品が異なることから、一種類の產品の統合に偏ることによつて輸出國の差別的取扱、特定產品の統合の後回、いわゆる「規制撤廃の空振り」^[11]を防止することを図るものである。ただし、繊維及び繊維製品、それぞれに属する產品をどのくらい統合計画に取り入れるべきかについては、特別言及がなされていない。一つの品目を含めばこの義務を果たすとも考えられる。

次に、產品の段階的統合である。統合の基準年は、九〇年に基づくものである。WTO協定の発効の日に輸入国は九〇年の総輸入量の一六%を下回らない輸入量を占める纖維製品をガットに統合する。そして、残存產品は三段階で統合される（二条八項）。第一段階では、WTOの発効の後四年目に附属書にあげる產品の九〇年の総輸入量の一七%，第二段階では、WTOの発効の後八年目に八%，第三段階では、WTOの発効の後一年目に残存產品のすべてがガットに統合され、すべての輸入制限が撤廃される（二条八項c）。これで、輸入国は九〇年の輸入總量の四九%を占める產品に對して一〇年間MFAによる輸入制限措置を維持することができる。そして、残存產品の輸入割当の増加については、第一段階において、「WTO発効日の前一二か月間を対象とするMFAの下での二国間取決めに基づく残存產品それぞれに対する制限の規制水準は、各制限に定める伸び率を一六%増加させた伸び率により毎年増加する」（二条一三項）。第二段階においては、「第一段階におけるそれぞれの制限に係る伸び率を二五%増加させた伸び率より毎年増加する」（二条一四項a）。第三段階においては、「第二段階におけるそれぞれの制限に係る伸び率を二七%増加させる伸び率により毎年増加する」（二条一四項b）。また、残存MFA規制に対する彈力性を確保するために、二国間取決めで決められていたものと同じ数字を適用する。すなわち、「残存產品に適用する制限の規制水準に係る振替、繰越し、繰入れを組み合わせて使用することに対しても、いかなる数量的上限も設定してはならず、また、これを維持してはならないのである」（二条一六項）。

ところで、交渉段階で盛んに議論されたセーフガード措置の適用に関しては、ATCは統合された產品及び残存產品それぞれに對して異なる規定を定める。統合された產品の場合は、輸入国がガット一九条のセーフガード措置のみをとることができる。ただし、統合の後一年以内に当該產品にガット一九条のセーフガード措置を数量制限の形態でとる場合には、次の条件に従わなければならぬ（二条一九項）。①過去一年以内に輸出國の要請がある時、

「供給国間に割当量を割り当てる場合には、制限を課していた加盟国は、割当量の割当について、当該商品の供給について実質的な利害関係を有するすべての加盟国と合意することができる。この方法が事実上実行不可能な場合には、関係加盟国は、その商品の供給について実質的な利害関係を有する加盟国に対し、その商品の貿易に影響を及ぼしか又は及ぼしていたすべての特別な要因に妥当な考慮を払い、過去の代表的な期間中にその加盟国がその產品の輸入の總数量又は總價格に對して供給した割合に基づいてその商品の取分を割り当てなければならぬ」というガット一三条二項（d）において規定されていた規制枠配分方法を採用すること、②規制の管理は輸出国が行うこと、③制限水準は最近の代表的な期間（原則として統計が入手可能である最近の代表的な三年間）の平均輸出水準を下回らないこと、④措置を一年以上とする場合は、制限を漸進的に緩和すること、⑤輸出国は実質的に等価値の譲許その他の義務を停止するというガット一九条三項（a）に規定される対抗措置をとらないこと、である（二条二〇項）。

残存商品の場合は、輸入国が次のような条件の下で経過的セーフガード措置を発動することができる。①「経過的セーフガードは、特定の商品の自国への輸入総量が増加し、同種あるいは直接競合する商品を生産する国内産業に重大な損害（damage）を与え又は与える現実のおそれがあるような増加した量で自国の領域内に輸入されていたことの証明がなされたと加盟国が決定する場合に」適用することができる（六条二項）。②そのような「重大な損害又はその現実のおそれの決定に当たり、加盟国は、生産高、生産性、操業度、在庫、市場占拠率、輸出、賃金、國內価格、利潤、投資等の経済指標の変化に現われる特定産業の状態に当該商品の輸入が与える影響を検討する。これららの経済指標はいづれも、単独でも又は他の経済指標との組み合わせによつても、必ずしも決定的な判断の基準となるものではない」（六条三項）。すなわち、こうした経済指標の十分かつ総合的な検討は輸入国に課されるので

ある。③この経過的セーフガードは「(a) 措置の発動後三年を超えない期間（延長することができない）、又は(b) 当該セーフガードに係る產品が一九九四年のガットに統合されるまでの期間のいずれか短い期間、維持することができる」（六条一二項）。④当該措置が数量制限の形のみで発動できる（六条七、八項）。この点で、数量制限に加えて関税の引き上げも措置としてとり得るガット一九条に基づくセーフガードと異なるのである。⑤数量制限の管理については、措置対象の輸出國との事前協議により当該措置の適用に関して合意が得られる場合には、二国間取決め等により輸出國側が規制水準に見合つた量の輸出を管理する（四条一項）。⑥この場合における輸入制限の「水準は、影響を受ける加盟国との事前協議の要請が行われた月の二ヵ月前に終了した二二ヵ月の期間の当該関係加盟国からの実際の輸出又は輸入の水準を下回らない水準」としなければならない（六条八項）という前年並みを最低ラインとする。なお、事前協議により合意が得られない場合には、輸入國側が当該產品の輸出日又は輸入日を基準として輸入制限を行うことができる（六条一〇項）。すなわち、輸入國が一方的な数量制限措置をとることがでざるのである。ただし、輸出されたがまだ相手國に到着していない產品を規制し得るか否かについては、どの日を基準日にするかによつて異なる。輸入國側にとつて、駆け込み輸出を防ぐために輸入日を基準にするべきとの考え方をとつていた。これに対して、輸出國側にとつては、既に輸出されてしまつた產品が規制されるのは厳しすぎる」とし、輸出日を基準に規制するべきであると主張した。この双方の議論がまとまらず、結局、どちらともつかない規定となつた。そして、⑦一年日及び三年日の規制水準はそれぞれ前年の規制水準を6%以上増加させたものとする（六条一三項）。⑧発動対象については、輸入國は対象國及び產品を選定することができる（六条四項）。この点において、無差別適用が原則であるガット一九条のセーフガード措置と異なるのである。措置の対象國は当該加盟國からの輸入の急激な、かつ著しい量の増加（現実の増加であるか差し迫つた増加であるかを問わない）があるこ

とを前提とした上で、輸入水準、市場占拠率、価格（商取引の同様な段階における輸入価格及び国内価格）を他の加盟国からの同一產品の輸入と比較した上で総合的に検討の上決定されるものとする（六条四項）。

以上見てきた経過的セーフガード措置は、MFA三条に基づく一方的セーフガード措置と同四条による二国間取決めの措置を合わせたようなものとなっていた。すなわち、協議によつて合意が得られる場合には、輸入割当に関する二国間取決めが輸出国と輸入国との間で締結され、当該輸入割当を輸出国側が管理する。合意が得られない場合には輸入国が一方的措置をとり得る。しかしながら、経過的セーフガードの発動要件は次の点でMFAのセーフガード措置のそれより厳しくなつた。

第一に、MFA三条に定める、「国内企業に重大な損害又はその現実のおそれを与えるような市場搅乱」、あるいはMFA四条に規定する「市場搅乱の真の危険性」は、「同種の又は直接に競合する产品を生産する国内産業に重大な損害を与え又は与える現実のおそれ」へと変更された。具体的に、「市場搅乱」の規定は、国内企業を損害の主体にしたが、ATCにおける経過的セーフガードの規定は、国内企業ではなく、同種又は直接競合する製品を生産する国内産業を損害の主体にする。さらに、MFAにおいては、「市場搅乱」が低価格の輸入品の増加によつて起るとされたが、経過的セーフガードの規定は価格基準による輸入品の区別を排除した。このように、ATCにおける経過的セーフガード措置の発動要件はガット一九条の規定に近づくものとなつたが、「おそれ（threat）」という概念が具体的にいかなる状況を意味するのかということについては、ATCにおいては具体的な規定が明記されていないのである。

第二に、MFAでは特定の供給国からの特定產品の輸入が相当量で急増したこと（MFA附属書AII（i）、又は、低価格で供給された（MFA附属書AII（ii））場合に、「市場搅乱」が発生し、輸入制限措置の発動要件が成

立した。要するに、当該產品の輸入總量が増加しておらず、市場占拠率の低い一ヵ国からでも輸入が急増すれば、輸入制限措置の發動要件が成立するのであつた。これに対して、ATCにおける経過的セーフガードの發動要件は、重大な損害又はその現実のおそれが当該產品の輸入總量の増加によつて生じたということである。すなわち、一国からの輸入がどんなに増加していても、全体の輸入總量が増加していない限り、重大な損害の発生が認められない。ただし、輸入總量の増加が、輸入數量の絶対的増加(actual increase)のみを意味するのか、あるいは輸入數量自体は減少していても、国内生産又は内需の減少率が輸入の減少率を上回つていた(輸入浸誘率が増加していた)ような相對的増加(relative increase)をも含むのかについては、明白な規定がないのである。また、輸入總量の増加が証明された輸入国は、重大な損害等の原因となつた供給国からの輸入増大(急激かつ著しい量の増加、その差し迫つた場合を含む)を、他の供給国からの輸入と比較することなどした上で、当該供給国と個別に協議を行う。ただし、特定国からの輸入が具体的にどの程度であれば、「急激な、かつ著しい増加」、又は「その差し迫つた増加」となるのか、また輸入が増加していなくても価格が低いということだけを理由に、輸入国が当該供給国と協議することができるのか等については、ATCでは明確な規定がない。

第三に、MFAの残存割当及び経過的セーフガード措置の發動によつて生じた割当は、輸出國によつて管理されることである。割当の管理権については、MFAでは輸出入国のいずれも管理することが可能である(五条)が、ATCは輸出國の管理権を明記していた点でMFAと異なつていた。MFAの交渉過程にも、途上国は、輸入國の複雑な管理手続きによつて輸出國の割当の完全利用が困難となつたこと、輸入業者から買いとられる状況があつたことなどを理由に、輸出國による割当の管理を強く主張した。しかし、輸出國の割当を管理する行政能力が不十分であること等を理由に、MFAでは上記の曖昧な規定があつた。ATCでは、輸出國が割当の業者への配分権を認

められた。だたし、統計の管理については輸出国に完全に委ねることなく、輸入国側においても引き続き実施することとなる。輸入国は、自らの統計管理に基づいて輸入量が規制枠を超える場合には、その輸入を受け入れる義務がないと明白に定める（四条一項）。このように、ATCでは、割当の管理について輸出入国間の利益バランスをとつたのである。

一方、ガット一九条のセーフガード措置と比べて、ATCにおける経過的セーフガードの発動要件が次のような点ではより緩やかなものであると考えられる。まず、前者の場合には国内産業に重大な“injury”を与え又は与えるおそれがある存在しなければならない。これに対して、後者の場合には、（前述のように交渉過程においてICITB諸国が提案したにもかかわらず）経過的セーフガードの発動要件としては、MFA三条の規定と同様な表現で、重大な“damage”を与え又は与える現実のおそれがあると規定した。このような用語の区別で若干軽い要件であるというニュアンスが与えられると伺える。次に、ガット一九条においては、セーフガード措置が無差別の原則にしたがうが、経過的セーフガードには輸入国が輸出国を選定して規制を適用することが認められるので、輸入急増の原因となつていない国からの产品まで輸入制限の対象にすることを回避することができたのである。次に、ガット一九条の措置によって影響を受ける加盟国は対抗措置を適用することが認められるのに対し、ATCにおける経過的セーフガードの対象国は対抗措置を適用してはならないのである。このように、ATCにおける経過的セーフガードはガット一九条におけるセーフガード措置の発動要件を緩和したので、輸入国はより柔軟にセーフガード措置を適用することが可能となつた。ただし、ガット一九条の措置の適用期間は当初の最長四年、延長八年まで認められるのに対し、経過的セーフガードのそれは最長三年まで、延長することができないのである。

その他、輸入国は経過的セーフガード措置の適用に当たり、小供給国、新規参入国、後発途上国、委託加工の受

託国、繊維輸出の多くが毛製品に依存しており、かつ輸入国市場におけるシェアが比較的小さい羊毛生産国等特定輸出国に対しては、割当水準、伸び率、弾力性について特別な待遇措置や、特別な考慮を払う義務を課された（六条六項）。しかしながら、ここで言う「特別待遇」は、具体的な規定が定められていない。しかも八六年MFA延長議定書一三項（a）には、後発途上国、小供給国、新規参入国に一般的な規制を課してはならないとされていたが、ATCにはその規定が含まれていない。なぜなら、後発途上国であつてもある場合に特定産品の主要輸出国であり、競争力が強い場合があることを背景としていたと指摘された。

また、ATCで言う小供給国とは、WTO「協定の効力発生の前日に自国の輸出品が制限を受けていた加盟国であつて、その制限の対象となつた量が、九一年二月三日の時点において輸入加盟国によって課された制限の対象となつていて総量の一・二%以下であつたもの」である（二条一八項）。こうした国に対して、既存のMFA制限の「伸び率の一段階早めた適用により、又はこれと少なくとも同等の、基準となる水準及び増加並びに弾力性に係る規定の異なる組合わせについての相互に合意される変更により、WTO協定の効力発生の日及びこの協定の有効期間中、当該加盟国の輸出品の市場進出の機会の有意義な改善を行う」（二条一八項）。すなわち、小供給国は、通常の伸び率の嵩上げが一六%、二五%、二七%であるのに対し、二五%、二七%、二七%の伸び率の嵩上げを選択するか、又は、基礎的水準、伸び、弾力性に係る規定の異なる組合わせによる合意の変更の中から二つ措置を選択できるのである。伸び率の嵩上げを選択すれば、輸入国との交渉が必要ではなく、最低優遇ラインが保証される。これに対して、後者を選択すれば、輸入国との交渉が必要となるが、より有利な組合わせが得られる可能性がある。小供給国への優遇措置が、そもそも小規模な輸出量が輸入国において「市場搅乱」を引き起こす原因とならないという考えに基づくものである。現行のMFAでは、小供給国に対しては一般的な規制を課してはならず、たと

え規制を適用する場合でも、かかる国将来の貿易の可能性、経済的発展等へ配慮をし、伸び率、弾力性等を決定しなければならないと規定していた（四条）。

また、先進国とりわけ、EC及び米国がウルグアイ・ラウンドの交渉で強く主張した、ガットの規則及び規律の強化は七条に次のように取込まれた。すなわち、「統合の過程の一部として及びウルグアイ・ラウンドの結果として加盟国によって行われた特定の約束に関し、すべての加盟国は次のことを目的として、ガットの規則及び規律に従うために必要な措置をとる。（a）関税の引下げ及び譲許、関税以外の障害の削減又は撤廃、税関手続、行政手続及び輸入許可手続の簡易化等の措置により繊維製品等の市場進出の期間の改善を達成すること。（b）ダンピング及びダンピング防止に係る規則又は手続、補助金及び相殺措置、知的所有権の保護等の分野において、繊維製品などに関する公正かつ公平な貿易環境に関連する政策の適用を確保すること」である（七条一項a、b）。特に、繊維に係る知的所有権については、TRIP（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）二五条一項に次のように確認されていたのである。すなわち、「加盟国は、繊維の意匠の保護を確保するための要件、特に、費用、審査又は公告に関する要件が保護を求め又は取得する機会を不当に害しないことを確保する。加盟国は、意匠法又は著作権法によりそのような義務を履行することができる」。

以上のように、ウルグアイ・ラウンドの交渉において、MFAを最終的に廢止し、繊維貿易を自由貿易に基づくガットの規則及び規律の下に置くという繊維輸出主要途上国のは達成された。ただし、ATCは、MFAの緊急的な撤廃により繊維部門を即時にガットへ統合するという輸出主要国のは主張を採用せず、漸進的な撤廃を主張した先進輸入国のは立場をとつたように考えられる。他方、ATCではMFAにおける二国間取決めの制度が廢止され、一方的輸入制限が経過的セーフガード措置に関する規定によって発動しにくくなり、残存のMFAの割当の伸

び率の嵩上げにより織維製品の数量制限が徐々に解消されていくのである。とりわけ、後発途上国、小供給国、新規参入国、委託加工貿易の受託国は、一般的な輸出国と区別され、有利な待遇を受ける位置を獲得したが、その具体的な内容は定められておらず、輸入国の決定に委ねていた。なお、輸入国にとって国内産業に与える損害の最も少ない小供給国は、既存のMFAの割当の水準、伸び率の嵩上げ及びその弾力性に関する明確な権利が定められていた。

注

- (1) *Draft Report of the Committee Meeting Held from 18 November to 22 December 1981*, GATT Doc. No. COM. TEX/WI/127, February 10th, 1982, p. 9.
- (2) *Protocol Extending the Arrangement Regarding International Trade in Textile*, GATT Doc. No. L/5276, December 23rd, 1981.
- (3) *Ministerial Declaration, Adopted on 29 November 1982*, GATT Doc. No. L/5424, B. I. S. D. 29S., 1983, p. 9.
- (4) *Preparatory Committee, Record of Discussions of 17-20 March*, GATT Doc. No. PREP. COM/86(SR/3), April 11th, 1986, pp. 29, 32.
- (5) *Ibid.*, pp. 30-33.
- (6) ウルグアイ・ラウスの交渉課題に向けた各国の立場、議論について Chakrabarti Raghavan, *Recolonization GATT: the Uruguay Round & the Third World*, Zed Books, 1990; Terance P. Stewart ed., *The GATT Uruguay Round A Negotiating History* (1986-1992), Kluwer Law International, 1993; John Croome, *Reshaping the World Trading System: A History of the Uruguay Round*, Kluwer Law International, 1999 を参照。
- (7) Terance P. Stewart ed., *Ibid.*, p. 284.

ガット／WTOにおける発展途上国の位置の変化（三）（VU Thi Hong Minh）

- (8) GATT Doc. No. MIN. DEC 1, September 20th, 1986.
- (9) *Ministerial Declaration on the Uruguay Round*, GATT Doc. No. MIN. DEC 1, September 20th, 1986; *Statement by the Chairman of the Ministerial Meeting*, B. I. S. D. 33S., 1986, pp. 28-52.
- (10) Xiaobing Tang, "Textile and the Uruguay Round of Multilateral Trade Negotiations", 23 *J.W.T.* 3, 1989, p. 58.
- (11) Protocol Extending the Arrangement Regarding International Trade in Textiles, B. I. S. D. 33S., 1986, pp. 7-14.
- (12) Ibid.
- (13) Jared L. Landaw, "Textile and Apparel Trade Liberalization: The Need for a Strategic Change in Free Trade Arguments", *1 Columbia Business Law Review* 205, 1989, pp. 220-221.
- (14) *Textile Importers, Retailers Ask that EPC Review U.S. Uruguay Round Textile Strategy*, Daily Rep. For Exec. (BNA) No. 159, August 18th, 1989, p. A-5.
- (15) H. R. 1562, 99th Cong., 1st Sess., 1985, <<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query>> 記載。
- (16) Ibid.
- (17) Bill on Textile and Apparel Trade Act of 1987, H. R. 1154, 100th Cong., September 16th, 1987, <<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query>> 記載。
- (18) , 記載。
- (19) Ibid.
- (20) Bill on Textile Apparel and Footwear Trade Act of 1988, H. R. 1154, 100th Cong., September 23th, 1988, <<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query>> 記載。
- (21) Ibid.

- 説
論
- (22) Ibid. September 28th, 1988.
- (23) G. R. Winham, "The Pre-negotiation Phase of the Uruguay Round", 45 International Journal, 1989, pp. 281-303.
- (24) *Supra note* 14.
- (25) *Ibid.*
- (26) *Ibid.*
- (27) R. Rothstein, *Keeping Jobs in Fashion, Alternatives to the Euthanasia of the U.S. Apparel Industry*, 1989, p. 11.
- (28) *Joint Position of ELTAC, AAMA and ATM on Textile and Apparel Issues in the Uruguay Round*, 8 Inside U. S. Trade, July 13th, 1990, p. 4.
- (29) *Ibid.*
- (30) *Ibid.*, p. 5.
- (31) 『WTO織維協定織維セーラー化措置』 通商産業調査会出版部 一九九六年、二二六八頁。
- (32) Bill on Textile, Apparel and Foodwear Trade Act of 1990, H. R. 4328, 101st Cong., <http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query+&id=hb> 入手。
- (33) John Magee, "House Passes Textile Quota Bill, But Margin isn't Veto Proof", *Journal of Commerce*, September 19th, 1990, p. 3A.
- (34) Kitty G. Dickerson, "Textile Trade: The GATT Exception", *J. St. John's Journal of Legal Commentary* 393, note 118; Suh Sang Mok, "Asia: Economic Reform and a "New Korea""; *Wall Street Journal*, October 6th, 1986; John Yang, "House Narrowly Upholds Reagan's Veto of Bill to Curb Textile Shoe Import", *Wall Street Journal*, August 17th, 1986.
- (35) *Communication from the United States*, GATT Do. No. MTN.GNG/NG4/W/33, December 14th, 1989, p. 3.
- (36) *Ibid.*
- (37) *Communication from the United States*, GATT Do. No. MTN.GNG/NG4/W/37, February 5th, 1990.

ガット／WTOにおける発展途上国的位置の変化（三）（VU Thi Hong Minh）

- (39) *Ibid.*, pp. 1-2.

(40) *Communication from the United States*, GATT Do. No. MTN. GNG/NG4/W/43, March 5th, 1990, p. 1.
Supra note 37, p. 3.

(41) *Communication from the United States*, GATT Do. No. MTN. GNG/NG4/W/46, May 14th, 1990, p. 4.

(42) Jeffrey J. Schott, "The Uruguay Round: What Can be Achieved?", in Jeffrey J. Schott ed., *Completing the Uruguay Round: A Results Oriented Approach to the GATT Trade Negotiations*, Institute for International Economics, 1990, pp. 1, 15-16.

(43) *Communication from Canada*, GATT Doc. No. MTN. GNG/NG4/W/42, March 5th, 1990, p. 1.

(44) *Ibid.*

(45) *Ibid.*, p. 2.

(46) *Ibid.*, p. 3.

(47) *Communication from European Communities*, GATT Do. No. MTN. GNG/NG4/W/12, May 24th, 1988, Section V, B. 2.

(48) ベルギー・ヒュハツの交渉中の1987年1月より、EU廿二国は織維及び衣類輸出量による15%及ぶ40%程度の上限を設けた。GATT, *International Trade* 87-88, 1998, pp. 29, 31, 78.

(49) *U.S.-Canada Position Still Far from that of Other Countries in Textiles Talks*, Daily Rep. For Exec. (BNA) No. 117, June 18th, 1990, p. A-20; *EC Trade Ministers Reiterate Opposition to U.S. Proposal at GATT on Textiles Trade*, Daily Rep. For Exec. (BNA) No. 99, May 22nd, 1990, p. A-2.

(50) *Administration Signal Flexibility on Global Textile and Apparel Quota*, 8 Inside U.S. Trade, May 18th, 1990, p. 11.

(51) *U.S. - Canada Position Still far from that of other Countries in Textiles Talks*, Daily Rep. For Exec. (BNA) No. 117, June 18th, 1990, p. A-

- (52) *Communication from European Communities*, GATT Do. No. MTN. GNG/NG4/W/12, May 24th, 1988, pp. 1-3.

(53) *Communication from European Communities*, GATT Do. No. MTN. GNG/NG4/W/24, July 20th, 1989.

(54) *Communication from European Communities*, GATT Do. No. MTN. GNG/NG4/W/51, June 12th, 1990, p. 3.

(55) De La Torre, "The Multifiber Arrangement and Its Relationship to the GATT", in 2 *The Commerce Department Speaks 1990: The Legal Aspects of International Trade*, 1990, p. 563.

(56) *Special United Nations Service (SUNS)*, Do. No. 1875, February 12th, 1988.

(57) *Blueprint in Wake of MFA Phase out*. Daily Rep. For Exe. (BNA) No. 142, July 26th, 1989, p. A-5.

(58) *Ibid.*

(59) *Communication from India*, GATT Do. No. MTN. GNG/NG4/W/28, October 13th, 1989, pp. 3-4.

(60) *Ibid.*, p. 1.

(61) *Ibid.*, p. 2.

(62) ITCB の会員国は、トルコ・チリ・ペルグリナ・モロッコ・中国・ハンガリー・ベラルーシ・エストニア・ラトビア・リトアニア・トルコ・モロッコ・ベラルーシ・エストニア・ラトビア・ウクライナ・モロッコ・エジプト・及のカナダである。

(63) *Statement Made by the Delegation of Indonesia, on Behalf of a Number of Developing Countries, Members of the International Textile and Clothing Bureau at the Meeting of Negotiating Group on Textile and Clothing on June 13th, 1988*, GATT Do. No. MTN. GNG/NG4/W/15, June 17th, 1988, p. 2.

(64) *Communication from Indonesia*, GATT Do. No. MTN. GNG/NG4/W/49, June 5th, 1990 (on behalf of the ITCB), (以下「ITCB Proposal」と書く)。

(65) *Ibid.*, p. 1.

ガット／WTOにおける発展途上国的位置の変化（三）（VU Thi Hong Minh）

- [83] [82] [81] [80] [79] [78] [77] [76] [75] [74] [73] [72] [71] [70] [69] [68] [67] [66]
- Ibid.*, article 1.
- Ibid.*, article 10, para. 1.
- Terance P. Stewart ed., supra note 6, p. 322; *Statement by Ambassador Hassan Kartadjoemena, Chairman, ITCB, at Meeting of the Negotiating Group on Textile and Clothing*, June 12-15, 1990 (Στάθμευση Καρδιογένενα, Πρόεδρος της ITCB, στη σύνοδο της Επιτροπής για την Τελετή και την Ρούχων) p. 1.
- ITCB Proposal*, article 1, paras. 2-4, 5.
- Ibid.*, article 1, para. 6.
- Ibid.*, article 2, para. 1 (iv)-(v), (vii).
- Ibid.*, article 2, para. 1 (iii).
- Ibid.*, article 3, para. 1.
- Ibid.*
- Ibid.*, article 4, paras. 1-2.
- Special United Nations Service* (SUNS), Do. No. 1934, May 9th, 1988.
- ITCB Proposal*, article 6, para. 1.
- Ibid.*, para. 2.
- Ibid.*, article 7.
- Ibid.*, paras. 1-3.
- Statement by Chairmen of ITCB*, p. 2.
- Ibid.*, p. 3.
- Ibid.*

- 規
[84] *ITCB Proposal*, article 8, para. 3.
- 體
[85] *Ibid.*, article 9, paras. 1-13.
- John Zarocostas, "Caribbean Nations Seek Special Status for Textile", *Journal of Commerce*, November 22nd, 1991, p. 3A.
- [86] *Ibid.*
- Scott Norvell, "Central American Textile Firms Back Slower GATT Transition", *Journal of Commerce*, November 13th, 1991, p. 4A.
- [87] *Ibid.*
- [88] *Meeting of 10th, 12th, 13th July, 1990, Negotiating Group on Textile and Clothing, Note by the Secretariat*, MNT, GNG, /NG4/23.
- [89] *EC May Face Opposition to Textile Proposal From Companies in Member States*, 8 Inside U.S. Trade, June 5th, 1990, pp. S-1, S-2.
- [90] *Ibid.*
- [91] *Supra note 90*, para. 4.
- [92] *Ibid.*
- [93] *Ibid.*, para. 21.
- [94] *Ibid.*, para. 4.
- [95] *Ibid.*, para. 4.
- [96] *Ibid.*, para. 10.
- [97] *Ibid.*, para. 14.
- [98] *Draft Final Act Embodying the Results of the Uruguay Round of Multilateral Trade Negotiations, Revision*, GATT Do. No. MTN, TNC/W/35/Rev. 1, December 3rd, 1990.
- [99] *Bali Communiqué*, May 11th, 1991, in Terance P. Stewart ed., *supra* note 6, p. 343.
- [100] *Ibid.*
- [101] *Ibid.*, p. 344.

- [13] [12] [11] [10] [09] [08] [07] [06] [05] [04] [03] [02]
- John Zarocostas, *supra* note 86, p. 3A.
- John Zarocostas, "Industrial Nations' Textiles Discussions Hit a Snag in Geneva", *Journal of Commerce*, July 22nd, 1991, p. 2A.
- Ibid.
- Ibid.
- GATT Extends Textile Curbs, *New York Times*, August 1st, 1991, p. D-13.
- Draft Final Act Embodying the Results of the Uruguay Round of Multilateral Trade Negotiations*, GATT Doc. No. MTN. TNC/WIFTA, December 20th, 1991.
- U. S. Seeking Allies for Opening GATT Textile Draft, Extending Phase-Out Period*, 10 Inside U. S. Trade, April 3rd, 1992, p. 1.
Ibid., p. 12.
- U. S. to Consider Opening Textile GATT Draft, Industry Seeks CBI Support*, 10 Inside U.S. Trade, March 20th, 1992, p. 15.
- Textile Exporters Reject Call for Longer Phase-Out of MFA in GATT Draft*, 10 Inside U. S. Trade, May 8th, 1992, p. 3.
- 通商産業省生活産業局通商課監修、『前掲注3』、一六七頁。
- 〔同上〕、一六一頁。